



今月のテーマ 法人成りした場合の消費税の納税義務の判定

個人事業主が法人を設立して、個人で営んでいた事業を法人に引継ぎさせることを一般的に法人成りといいます。消費税を納めている(納税義務がある)個人事業主が法人成りをすると、個人の消費税の納税義務は法人に引き継がれず、新たに法人としての売上高などから消費税の納税義務を判断することになります。今回は法人成りした場合の消費税の納税義務の判定についてご紹介いたします。

1. 新設法人の納税義務

消費税は原則として2年前(基準期間)の課税売上高が1,000万円を超えた場合には納税義務が免除されず、消費税を納めることになります。ですので、新たに設立された法人は基準期間が存在しないため、第1期と第2期は納税義務が免除されるのですが、この判断基準に加えて平成23年6月の税制改正から、**特定期間**の課税売上高又は給与等の支払額が1,000万円を超えたか否かにより納税義務の免除を判断することになり、超えた場合には第2期から消費税の納税義務が生じることとなりました。なお新設法人であっても、設立時の資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上であるなど一定の法人については第1期から納税義務を有することになります。

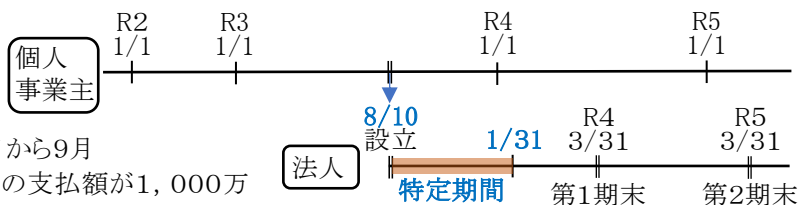
2. 法人成りのタイミングによる消費税の納税義務への影響

個人事業主が年の途中で例えば3月決算法人を設立するにあたり、その法人の設立日が第2期における消費税の納税義務の判定に与える影響をご紹介します。

(1) 法人の第1期事業年度が8ヶ月以上の場合

例えば4月1日に法人を設立した場合、第1期は基準期間が存在しないため、消費税の納税義務はありません。

第2期も基準期間が存在しませんが、第1期の4月1日から9月30日までの特定期間における課税売上高又は給与等の支払額が1,000万円を超えていた場合には、第2期は消費税の納税義務があります。

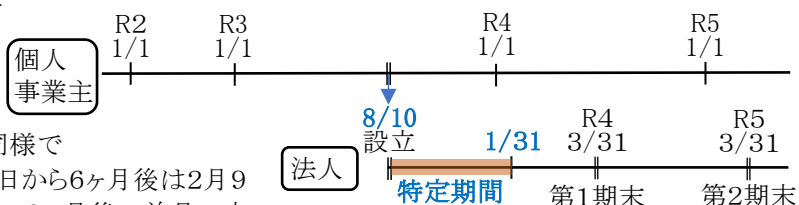


(2) 法人の第1期事業年度が8ヶ月以下7ヶ月超の場合

例えば8月10日に法人を設立した場合、第1期は基準期間が存在しないため、消費税の納税義務はありません。

第2期の納税義務の判断は基本的には上記(1)と同様です

すが、特定期間は8月10日に設立した場合、法人設立日から6ヶ月後は2月9日となるものの、第1期の決算期末が月末であることから、6ヶ月後の前月の末日である1月31日が特定期間の末日とされます。したがって、第2期は特定期間における課税売上高又は給与等の支払額が1,000万円を超えていた場合には、第2期は消費税の納税義務があります。

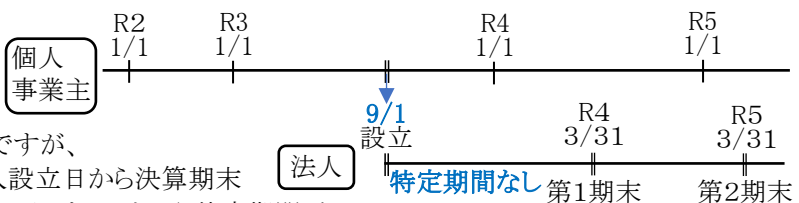


(3) 法人の第1期事業年度が7ヶ月以下の場合

例えば9月1日に法人を設立した場合、第1期は基準期間が存在しないため、消費税の納税義務はありません。

第2期の納税義務の判断は基本的に上記(1)と同様ですが、

この場合、第1期は7ヶ月間しかないことになります。法人設立日から決算期末までに6ヶ月の期間があるのですが、事業年度が7ヶ月以下であることから特定期間がありません。したがって、第2期については消費税の納税義務はありません。



(4) 法人成りのタイミング

上記(1)から(3)のように第2期目の消費税の納税義務を検討するに際して、法人設立日をいつにするかが重要です。特に法人成りの場合、法人設立直後からまとまった売上の計上が見込まれ、また利益を圧縮するため、給与等の支払額も多額になる傾向があることから、特定期間の課税売上高又は給与等の支払額が1,000万円を超える可能性も高いといえます。したがって、個人事業から法人成りする場合には、十分なタックスプランニングが必要となります。